

## **[事案 2024-217] 損害賠償請求**

・令和7年6月25日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成10年4月に契約し、令和5年4月に定期保険特約が自動更新された終身保険について、以下の理由により、自動更新後の保険料相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 申込手続時、本特約が自動更新であることの説明を受けておらず、保険証券にも自動更新後の保険料の記載はない。
- (2) 保険会社は、自動更新について電話連絡をせず、自動更新後の通知もしなかった。自分は、保険会社から送付された満期のお知らせに気付かず、自動更新から1年以上経過してから保険料が上がっていることに気づき、保険会社に連絡したが取り合ってもらえなかった。
- (3) 募集人に対し、本特約を更新する意思がないこと、子どもが独立した後は更新の必要がないことも伝えた上で本契約を申し込んだ。
- (4) 自動更新は重要事項であるので、募集人はしっかりと口頭での説明をすべきであるが、募集人は約款を保管しておくよう説明するのみであった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、申込手続前に本特約の更新の都度保険料が上がることを説明した。
- (2) 本特約の自動更新後の保険料は、更新時の特約の規定および保険料が適用されるため、保険証券を印刷する時点では確定していない。そのため、保険証券にかかる保険料を記載することはできない。
- (3) 一般に、当社は、契約者に対して、定期保険特約の自動更新後に手続完了通知はしていない。募集人に対して、定期保険特約の自動更新完了を個別に口頭説明をすることを義務付けてはいない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。